

横手市国民保護計画

資料編

令和6年3月

横 手 市

目 次

第1 組織等	1
1 横手市国民保護協議会条例.....	1
2 横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例	2
第2 実施体制に関する資料	4
1 市及び関係機関連絡先等一覧.....	4
(1) 市.....	4
(2) 関係機関.....	7
1) 指定地方行政機関	7
2) 県の機関.....	7
3) 指定公共機関.....	8
4) 指定地方公共機関	8
5) 国・自衛隊.....	9
6) 主な医療機関.....	9
7) ボランティア連絡組織.....	9
8) 主な農林業機関.....	9
(3) 県内市町村.....	10
2 大規模集客施設等に関する資料.....	11
3 交通規制に関する資料	12
(1) 通行の禁止又は制限についての表示.....	12
(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領.....	13
4 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料.....	18
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	18
第3 避難・退避に関する資料	28
1 輸送網に関する資料（避難路として使用する主な路線）	28
(1) 高速道路.....	28
(2) 国道.....	28
(3) 主要地方道.....	29
(4) 一般県道.....	30
(5) 鉄道（旅客）	31
第4 武力攻撃災害への対処に関する資料.....	32
1 消防に関する資料.....	32
(1) 市消防本部が保有する救助活動用資機材	32
2 廃棄物の処理に関する資料	33
(1) 産業廃棄物処分場数.....	33

3	ごみ・し尿処理施設に関する資料.....	33
(1)	ごみ処理施設一覧.....	33
(2)	し尿処理施設一覧.....	33
4	一般廃棄物収集運搬業（ごみ・粗大ごみ）許可業者一覧.....	34
5	一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥） 許可業者及び車両保有状況一覧.....	35
6	被災情報に関する資料.....	36
(1)	火災・災害等即報様式.....	36
第5	救援に関する資料.....	43
1	救援の原則に関する資料.....	43
(1)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 による救援の程度及び方法の基準.....	43
(2)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令.....	48
(3)	緊急救援物資備蓄一覧.....	51
2	収容施設の供与に関する資料.....	51
(1)	宿泊施設の概況.....	51
(2)	指定避難施設の概況.....	51
(3)	福祉避難施設の概況.....	52
3	食品の供与及び飲料水の供給に関する資料.....	54
(1)	学校給食施設の概況.....	54
(2)	水道施設の概況.....	54
4	埋葬・火葬に関する資料.....	55
(1)	火葬場一覧.....	55
(2)	市が設置する墓地.....	55
第6	安否情報に関する資料.....	56
1	安否情報の収集・提供に関する資料.....	56
(1)	「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会 及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否 情報の収集及び提供に係る留意事項等について.....	56
(2)	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」.....	57

第1 組織等

1. 横手市国民保護協議会条例

平成18年12月25日

条例第96号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、横手市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 会長は、必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例

平成18年12月25日

条例第97号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、横手市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び横手市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2 実施体制に関する資料

1 市及び関係機関連絡先等一覧

(1) 市

部局等名	課室名	所在地	電 話	F A X
総務企画部	総務課	横手市中央町 8-2	0182-35-2161	0182-33-6061
	秘書広報課		0182-35-2189	0182-35-2221
	人事課		0182-35-2163	0182-33-6061
	経営企画課		0182-35-2164	0182-33-6061
	大型公共施設整備室		0182-32-4059	0182-33-6061
	危機対策課	条里一丁目 1-1	0182-35-2195	0182-33-1300
	情報政策課		0182-35-2166	0182-33-2239
財務部	財政課	横手市中央町 8-2	0182-35-2167	0182-32-2611
	税務課		0182-32-2510	0182-32-2611
	収納課		0182-32-2518	0182-32-2611
	財産経営課	条里一丁目 1-64	0182-35-2168	0182-32-4655
	契約検査課		0182-35-2169	0182-32-4655
まちづくり 推進部	地域づくり支援課	条里一丁目 1-64	0182-35-2266	0182-32-4655
	文化振興課		0182-32-6767	0182-32-4655
横手地域局	横手地域課	条里一丁目 1-64	0182-32-2701	0182-33-6489
増田地域局	増田地域課	増田町増田字土肥館 173	0182-45-5510	0182-45-4525
	増田市民サービス課		0182-45-5513	0182-45-5563
平鹿地域局	平鹿地域課	平鹿町浅舞字覚町後 138	0182-24-1111	0182-24-3087
	平鹿市民サービス課		0182-24-1113	0182-24-3087
雄物川地域局	雄物川地域課	雄物川町今宿字鳴田 1	0182-22-2111	0182-22-3225
	雄物川市民サービス課		0182-22-2156	0182-22-2184
大森地域局	大森地域課	大森町字大中島 268	0182-26-2111	0182-26-3200
	大森市民サービス課		0182-26-2115	0182-26-3894
十文字地域局	十文字地域課	十文字町字海道下 12-5	0182-42-5111	0182-42-3391
	十文字市民サービス課		0182-42-5114	0182-42-3672
山内地域局	山内地域課	山内土淵字二瀬 8-4	0182-53-2111	0182-53-2140
	山内市民サービス課		0182-53-2932	0182-53-2155
大雄地域局	大雄地域課	大雄字三村東 18	0182-52-2111	0182-52-3906
	大雄市民サービス課		0182-52-3905	0182-52-3925
市民福祉部	社会福祉課	横手市中央町 8-2	0182-35-2132	0182-32-9709
	子育て支援課		0182-35-2133	0182-32-9709
	まるごと福祉課		0182-23-5881	0182-33-7838
	国保市民課		0182-35-2176	0182-32-7721
	生活環境課		0182-35-2184	0182-33-7838

市民福祉部	健康推進課	横山町 1-1	0182-33-9600	0182-33-9601
	地域包括支援センター (東部)	横手市中央町 8-2	0182-35-2160	0182-33-2722
	地域包括支援センター (西部)	大森町菅生田 245-206	0182-35-2135	0182-56-4026
	地域包括支援センター (南部)	十文字町字海道下 12-5	0182-35-2177	0182-42-5155
	特別養護老人ホーム 白寿園	大森町菅生田 245-27	0182-26-3000	0182-26-3068
	介護老人保健施設 老健おおもり	大森町菅生田 245-27	0182-26-3000	0182-26-3068
	指定通所介護事業所	大森町菅生田 245-214	0182-56-4155	0182-26-4850
農林部	農業振興課	旭川一丁目 3-41	0182-32-2112	0182-32-4037
	農林整備課		0182-32-2114	0182-32-4037
	食農推進課	大雄字狐塚 253	0182-35-2267	0182-52-2727
商工観光部	商工労働課	旭川一丁目 3-41	0182-32-2115	0182-32-4021
	企業誘致課		0182-32-2116	0182-32-4021
	観光おもてなし課	駅前町 1-10	0182-32-2118	0182-36-0088
	横手の魅力営業課		0182-32-2117	0182-36-0088
建設部	建設課	旭川一丁目 3-41	0182-32-2406	0182-32-4024
	都市計画課		0182-32-2408	0182-32-4024
	建築住宅課		0182-35-2224	0182-32-4029

部局等名	課室名	所在地	電 話	F A X
上下水道部	経営管理課	四日町 3-23	0182-35-2251	0182-33-3429
	水道課		0182-35-2252	0182-32-4033
	下水道課		0182-35-2253	0182-33-3429
会計課		中央町 8-2	0182-32-2532	0182-32-2611
議会事務局			0182-32-2535	0182-32-6539
選挙管理委員会事務局			0182-35-2161	0182-35-2223
監査委員会事務局		条里一丁目 1-1	0182-32-2547	0182-33-2239
公平委員会				
農業委員会事務局		条里一丁目 1-64	0182-35-2172	0182-33-6489
教育総務部	教育総務課	条里一丁目 1-64	0182-32-2402	0182-32-4034
	スポーツ振興課		0182-35-2173	0182-32-6120
	文化財保護課		0182-32-2403	0182-32-4655
	Ao-na 開設準備室		0182-35-2193	0182-32-4034
	生涯学習課	南町 13-1	0182-35-2254	0182-32-7871
	図書館課	雄物川町今宿字鳴田 133	0182-22-2300	0182-22-2301

教育指導部	教育指導課	条里一丁目 1-64	0182-35-2133	0182-32-4034
	学校教育課		0182-32-2414	0182-32-4034
	学校給食課	八幡字下長田 40	0182-32-3200	0182-33-7570
消防本部	総務課	条里一丁目 1-1	0182-32-1111	0182-32-1130
	予防課		0182-32-1218	
	警防課		0182-32-1246	
	救急課		0182-32-1247	
	通信指令室		0182-32-1112	0182-32-1146
	横手消防署		0182-32-1138	0182-32-1130
	南分署	増田町増田字一本柳西 126	0182-45-2601	0182-45-2602
	西分署	雄物川町薄井字両頭 196-1	0182-22-5575	0182-22-5576
	平鹿分署	平鹿町浅舞字覚町後 138	0182-24-1119	0182-24-1119
	山内分署	山内土湊字二瀬 8-4	0182-53-2182	0182-53-2182
市立横手病院	根岸町 5-31	0182-32-5001	0182-36-1782	
市立大森病院	大森町字菅生田 245-205	0182-26-2141	0182-26-2974	

(2) 関係機関

1) 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	FAX	備 考
東北総合通信局 無線通信部陸上課	022-221-0684	022-221-0607	090-2277-3185(時間外) ※災害時における無線設備貸与
〃 放送部放送課	022-221-0696	—	※臨時コミュニティFM放送設置許可
秋田地方気象台	018-864-3955	018-824-3955	※018-862-5245 (市町村防災担当専用)
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	0183-73-3174	0183-73-3179	湯沢市関口字上寺沢64-2
成瀬ダム工事事務所	0182-23-8450	0182-23-8449	雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1
秋田森林管理署湯沢支署	050-3160-5835	0183-73-8768	湯沢市千石町2丁目2-8

2) 県の機関

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
秋田県総合防災課	018-860-4563	100-525	秋田市山王3丁目1-1
	018-824-1190	100-590・591	
消防防災航空隊	018-886-8103	110-59	
	018-886-8105	—	
平鹿地域振興局総務企画部	32-0594	106-59	横手市旭川1丁目3-41
	32-8349	106-50	
平鹿地域振興局福祉環境部	32-4005	—	横手市旭川1丁目3-41
	32-3389	—	
平鹿地域振興局農林部	32-9501	—	横手市旭川1丁目3-41
	33-4395	—	
平鹿地域振興局建設部	32-6205	—	横手市旭川1丁目3-41
	32-0246	—	
南教育事務所	32-1101	—	横手市旭川1丁目3-41
	33-4904	—	
大松川ダム管理事務所	53-3462	—	横手市山内大松川字木戸口60
	53-3248	—	
皆瀬・板戸ダム管理事務所	0183-46-2110	—	湯沢市皆瀬字小貝渕11-2
	0183-46-2549	—	
秋田県警察本部	018-863-1111	100-536	第二警備課
横手警察署	32-2250	—	横手市安田字越廻71
	32-2250	—	

3) 指定公共機関

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
横手郵便局	32-3570	—	横手市大町6-13 (総務課)
	32-3934	—	
日本赤十字社秋田県支部	018-864-2731	100-539	※横手地区 (福祉環境部社会福祉課内)
	018-864-6852	—	
NHK秋田放送局	018-824-8102	100-538	※横手報道局 32-2222 FAX 33-4311
	018-824-1191	—	
東日本電信電話株式会社 宮城事業部秋田支店	018-836-8781	—	秋田市中通4丁目4-4 (設備部設備運営担当)
	018-886-8241	—	
株式会社NTTドコモ東北支社 秋田支店	018-864-3423	—	秋田市大町4丁目2-39 (技術サービス担当)
	018-886-8241	—	
東北電力株式会社(秋田県南営業所) 横手電力ネットワーク(横手電力センター)	33-2025 33-5697	—	横手市前郷二番町11-24 (総務課)
	32-9293 36-1969	—	
東日本旅客鉄道(株)横手駅	32-4048	—	横手市駅前町5-1
東日本高速道路(株) 秋田管理事務所	018-826-1700	—	秋田市下北手古野字大繁沢30-2
	018-826-1703	—	
日本通運(株)横手支店	32-1001	—	横手市駅前町7-17
	32-1154	—	

4) 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	FAX	備 考
秋田県土地改良事業団体連合会 平鹿支部	33-1894	33-1896	横手市前郷字下三枚橋247 (秋田県南旭川土地改良区内)
ABS秋田放送	018-824-5151	018-824-8558	報道部
秋田放送県南支局	32-2340	33-6131	横手市平和町1-13
AKT秋田テレビ	018-866-6131	018-888-2252	報道部
秋田テレビ県南総局	33-2521	32-7127	横手市前郷一番町6-26
AAB秋田朝日放送	018-866-5111	018-866-5115	報道製作局
エフエム秋田	018-824-1155	018-824-1194	編成部
秋田県LPガス協会横手支部	42-1455	42-1410	横手市十文字町仁井田 字八萩73-1(株)いいつか 内
羽後交通株式会社	32-4151	32-8146	横手市前郷二番町4-10
横手市医師会	32-7522	36-7150	横手市婦気大堤字谷地添5-1 (伊藤小児科・内科医院内)

5) 国・自衛隊

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
消防庁	03-5253-7510	048-500-7526	※震度5強以上30分以内報告
	03-5253-7535	048-500-7536	
消防庁(執務時間外)	03-5253-7777	048-500-7782	
	03-5253-7553	048-500-7789	
陸上自衛隊第21普通科連隊	018-845-0125	197-59	秋田市寺内字將軍野1
	018-845-0125	197-50	
航空自衛隊秋田救難隊	018-886-3320	198-59	秋田市雄和椿川字山籠23-26
	018-886-3320	198-50	
航空自衛隊第33警戒群	0185-33-3030	—	男鹿市男鹿中
	—	—	

6) 主な医療機関

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
市立横手病院	32-5001	36-1782	横手市根岸町5-31
市立大森病院	26-2141	26-2974	横手市大森町字菅生田245-205
平鹿総合病院	32-5121	33-3200	横手市前郷字八ツ口3-1
横手興生病院	32-2071	32-1699	横手市根岸町8-21

7) ボランティア連絡組織

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
横手市社会福祉協議会本部	36-5377	36-5388	横手市卸町5-10
〃 横手福祉センター	33-8668	33-8778	〃
〃 増田福祉センター	44-7867	45-4848	横手市増田町増田字土肥館173
〃 平鹿福祉センター	24-3283	24-3286	横手市平鹿町浅舞字蔭沼289
〃 雄物川福祉センター	56-2072	23-1817	横手市雄物川町今宿字鳴田1
〃 大森福祉センター	23-3274	26-4547	横手市大森町字大中島268
〃 十文字福祉センター	42-5858	42-4577	横手市十文字町梨木御休ノ上29
〃 山内福祉センター	53-3009	53-3024	横手市山内土淵字鶴ヶ池31-3
〃 大雄福祉センター	52-3311	52-3444	横手市大雄字大関310

8) 主な農林業機関

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
秋田ふるさと農業協同組合	32-7983	32-7983	横手市駅前町6-22
平鹿農業共済組合	32-4150	32-4184	横手市横手町字一の口24-1
横手市森林組合	53-2281	53-2283	横手市山内土淵字米倉沢34-8

(3) 県内市町村

市町村名	担当部・課名	所在地	電話・FAX	衛星電話・FAX
鹿角市	総務部 総務課	鹿角市花輪字荒田 4-1	TEL 0186-30-0299 FAX 0186-30-1122	TEL 209-51 FAX 209-50
小坂町	総務課	小坂町小坂鉦山 字尾樽部 37-2	TEL 0186-29-3901 FAX 0186-29-5481	TEL 303-51 FAX 303-50
大館市	総務部 危機管理課	大館市字中城 20	TEL 0186-43-7100 FAX 0186-49-1198	TEL 204-59 FAX 204-50
北秋田市	総務部 総務課	北秋田市花園町 19-1	TEL 0186-62-6602 FAX 0186-63-2586	TEL 321-59 FAX 321-50
上小阿仁村	住民福祉課	上小阿仁村小沢田 字向川原 118	TEL 0186-77-2222 FAX 0186-77-2227	TEL 327-59 FAX 327-50
能代市	総務部 総務課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2115 FAX 0185-89-1792	TEL 202-59 FAX 202-50
八峰町	総務課	八峰町浜目名瀉字 目長田 118	TEL 0185-76-4601 FAX 0185-76-2113	TEL 343-59 FAX 343-50
三種町	町民生活課	三種町鶴川字岩谷 子 8	TEL 0185-85-4823 FAX 0185-85-2178	TEL 345-59 FAX 345-50
藤里町	生活環境課	藤里町藤琴字藤琴 8	TEL 0185-79-2115 FAX 0185-79-2116	TEL 346-59 FAX 346-50
秋田市	総務部 防災安全対策課	秋田市山王 1-1-1	TEL 018-888-5434 FAX 018-888-5435	TEL 201-400 FAX 201-57
男鹿市	総務企画部 危機管理課	男鹿市船川港船川 字泉台 66-1	TEL 0185-24-9113 FAX 0185-23-2424	TEL 206-59 FAX 206-50
潟上市	総務部 総務課	潟上市天王字上江 川 47-100	TEL 018-853-5301 FAX 018-877-5211	TEL 364-59 FAX 364-60
五城目町	住民生活課	五城目町西磯ノ目 1-1-1	TEL 018-852-5112 FAX 018-852-5367	TEL 361-59 FAX 361-50
八郎潟町	住民生活課	八郎潟町字大道 80	TEL 018-875-5806 FAX 018-875-3096	TEL 363-59 FAX 363-50
井川町	町民課	井川町北川尻字 海老沢樋ノ口 78-1	TEL 018-874-4416 FAX 018-874-2600	TEL 366-59 FAX 366-50
大潟村	生活環境課	大潟村字中央 1-1	TEL 0185-45-2115 FAX 0185-45-2162	TEL 368-59 FAX 368-50
由利本荘市	総務部 危機管理課	由利本荘市尾崎 17	TEL 0184-24-6238 FAX 0184-23-8191	TEL 205-51 FAX 205-50
にかほ市	総務部 防災課	にかほ市象潟町 字浜ノ田 1	TEL 0184-43-7504 FAX 0184-43-5707	TEL 403-59 FAX 403-50
大仙市	総務部 総合防災課	大仙市大曲花園町 1-1	TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-8400	TEL 208-59 FAX 208-50

仙北市	総務部 総合防災課	仙北市田沢湖生保 内字宮ノ後 30	TEL 0187-43-1115 FAX 0186-43-1300	TEL 209-51 FAX 209-50
美郷町	住民生活課	美郷町土崎 字上野乙 170-10	TEL 0187-84-4903 FAX 0187-85-2107	TEL 432-51 FAX 432-50
湯沢市	総務部 総務課	湯沢市佐竹町 1-1	TEL 0183-55-8250 FAX 0183-73-2117	TEL 150-57 FAX 150-50
羽後町	町民生活課	羽後町西馬音内 字中野 177	TEL 0183-62-2111 FAX 0183-62-2120	TEL 463-59 FAX 463-50
東成瀬村	民生課	東成瀬村田子内 字仙人下 30-1	TEL 0182-47-3404 FAX 0182-47-3360	TEL 464-59 FAX 464-50

2 大規模集客施設等に関する資料

(令和5年4月)

施設 地域	幼稚園 保育所	小学校	中学校	高 校	専 門	特殊教 育学校	病 院	大規模 小売店舗	観光文化ス ポーツ施設
横 手	18	5	3	4	1	1	3	34	3
増 田	1	1	1	1	—	—	—	3	—
平 鹿	6	3	1	1	—	—	—	3	—
雄物川	2	1	—	1	—	—	—	4	—
大 森	2	1	—	—	—	—	1	3	—
十文字	4	1	1	—	—	—	—	11	—
山 内	1	1	—	—	—	—	—	—	—
大 雄	1	1	1	—	—	—	—	1	—
計	35	14	7	7	1	1	4	59	3

○大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法による届出義務のある店舗（店舗面積 1,000 m²以上）

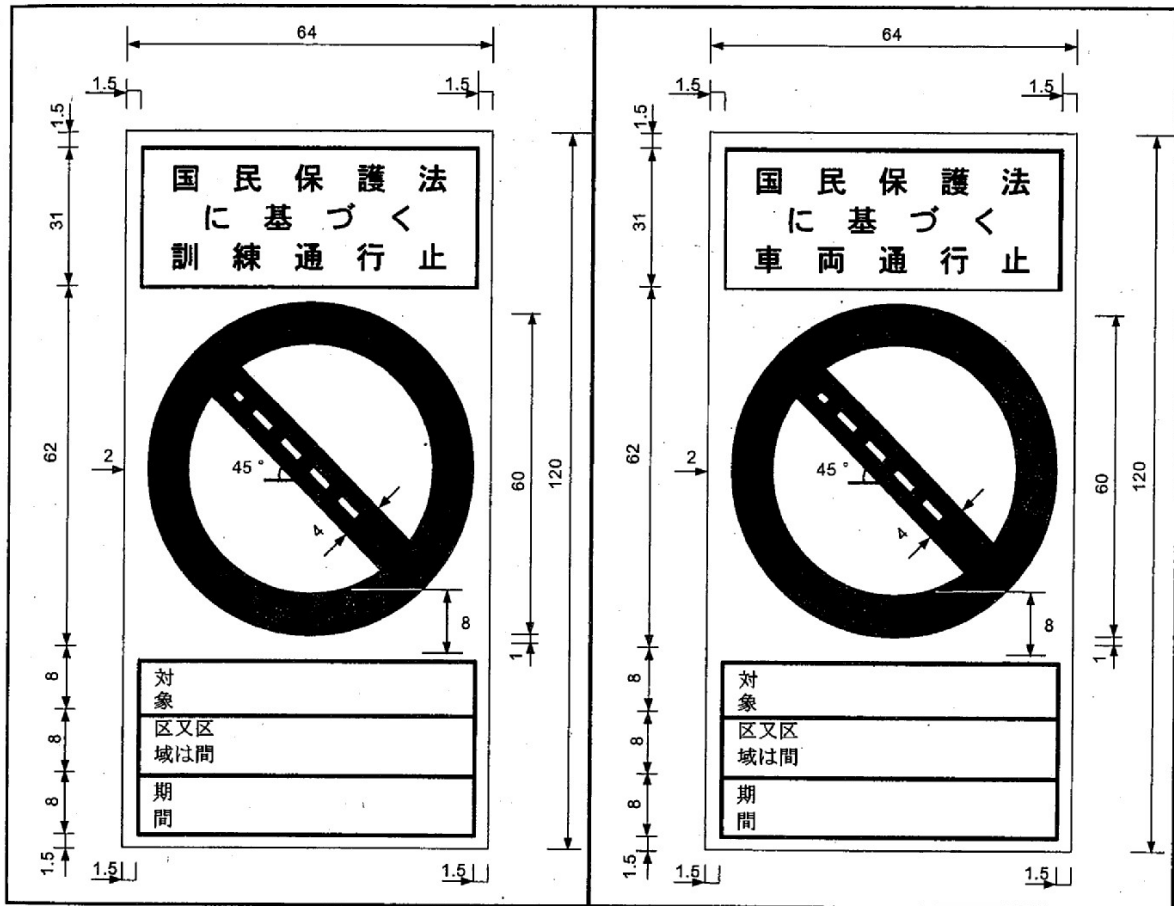
○観光・文化・スポーツ施設：年間入込数 10 万人以上の施設（令和3年度観光統計）

3 交通規制に関する資料

(1) 通行の禁止又は制限についての標示

①国民保護法第42条第2項関係

②国民保護法第155条第1項関係



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領

① 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

イ 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

- (イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

エ 確認事務処理

(ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式 1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式 4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式 3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、県知事（総合防災課防災班）に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また保管には十分留意し紛失などのないようすること。

② 秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、公安委員会が行う緊急通行車両の確認は次の事務手続により行うものとする。

- ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

イ 確認対象車両

災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両をいう。

- (ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの。
- (ウ) 被害者の救護、救助、その他保護に従事するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置に従事するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。

エ 確認事務処理

(ア) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署の交通課（地域交通課）において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別添様式第1号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際、車両の使用者、使用目的、輸送日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第4号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別添様式第2号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第3号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第4号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

(様式1)

年 月 日

秋 田 県 知 事
殿
秋 田 県 公 安 委 員 会

申請者住所

氏 名

企業の名称

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書

つぎのとおり緊急輸送を行いたいのので確認のうえ証明書を交付してください。

車 両 番 号			
輸 送 人 員 ま た は 品 名			
使 用 者 の 住 所、氏 名			
輸 送 日 時	月 日 出 発	月 日	時 到 着 予 定
輸 送 経 路	出 発 地	主 要 経 由 地	目 的 地

(様式2)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(様式3)

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急通行車両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両番号	期 間	輸送経路
			住 所	氏 名				

4 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日
赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

(イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である定公共機関

(エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。2(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認める

ときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。

・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。

・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。

・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。

・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。

・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。



・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。

・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。

・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。

・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。

・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

(ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ

諸条約」という。)及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△(医療機関)の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。

なお、効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(ABO式及びRh式)が記載されていること。

・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。

・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のた

めに使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。

・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。

・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。

なお、そのひな形は図2のとおりである。

(ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。

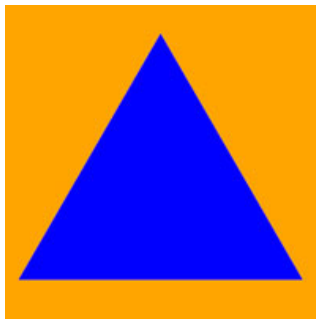
(イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。

(ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。

・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。

・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲh 式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたづらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、

平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式1]

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
-------------------------------------	-----------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身長：..... cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：..... (Rh因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)
.....

(許可権者使用欄)
資 格：.....
証明書番号：..... 交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....
返納日：.....

[様式3]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT 臨時の TEMPORARY civilian medical personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印字/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印字/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第3 避難・退避に関する資料

1 輸送網に関する資料（避難路として使用する主な路線）

(1) 高速道路

路線名	起点 ～ 終点	延長 (km)
	市関連 I C ・ J C T 名	
東北縦貫自動車道	東京都 ～ 青森市	698
	北上 J C T (岩手県)	
東北横断自動車道 釜石秋田線	釜石市 ～ 秋田市	134
	横手 I C、横手北スマート I C、大曲 I C 湯田 I C (岩手県)	
東北中央自動車道	相馬市 ～ 横手市	268
	横手 I C、十文字 I C	

(2) 国道（上段：路線指定区間、下段：路線供用区間）

(令和4年3月31日)

番号	起 点	終 点	延長 (km)	自動車 交通不 能区間 (km)	冬季 閉鎖 区間 (km)
13	福島県福島市杉妻町18番2 [国道4号交点]	秋田市川尻町字大川反233番7 [国道7号交点]			
	湯沢市上院内矢込沢国有林82林 班	秋田市川尻町字大川反233番7 [国道7号交点]	117. 1	0	0
46	岩手県盛岡市上田3丁目2番1 [国道4号交点]	秋田市川尻町字大川反233番7 [国道7号交点]			
	仙北市田沢湖町生保内字生保内沢 国有林3054林班	秋田市川尻町字大川反233番7 [国道7号交点]	79.3	0	0
107	岩手県大船渡市盛町字権現堂 [国道45号交点]	由利本荘市水林366番 [国 道7号交点]			
	横手市山内黒沢字上ノ山13番5	由利本荘市一番堰159番1地先 [国道105号交点]	81.8	0	0
108	宮城県石巻市蛇田字下中坪33番 3 [国道45号交点]	由利本荘市水林366番 [国道 7号交点]			
	湯沢市秋の宮字役内山国有林45 林班い小班	由利本荘市二番堰85番4 [国道 105号交点]	88.4	0	0
397	岩手県大船渡市盛町字権現堂1番 2地先 [国道45号交点]	横手市十文字町佐賀会字上沖田2 67番1 [国道13号交点]			
	雄勝郡東成瀬村岩井川字沼ノ又国 有林7林班れ小班	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下11 2番1 [国道342号交点]	29.2	0	7.3
398	宮城県石巻市 [国道45号交点]	由利本荘市水林366番 [国 道7号交点]			
	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林43 林班へ小班	由利本荘市東由利館合字壇の下1 0番3 [国道107号交点]	108. 3	0	11.7

※自動車交通不能：幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が通行できない区間。以下、(3) 主要地方道、(4) 一般県道の各表において同じ。

(3)主要地方道 (上段：路線認定区間、下段：路線供用区間)

(令和4年3月31日)

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (km)	自動車 交通不 能区間 (km)	冬季 閉鎖 区間 (km)
11	角館 六郷線	大仙市下鶯野字上中島217番 [国道105号交点]	仙北郡美郷町六郷字赤城47番 2 [国道13号交点]		0	0
		〃	〃	20.1		
13	湯沢 雄物川 大曲線	湯沢市表町4丁目471番 [国 道13号交点]	大仙市戸蒔字谷地85番1 [国道13号交点]		0	0
		湯沢市字沖鶴69番5 [国道398号交点]	〃	41.5		
29	横手 大森 大内線	横手市横手町二ノ口2番 [国道13号交点]	由利本荘市新田字壺の台60番 [国道105号交点]		0	0
		〃	〃	43.4		
31	横手 停車場線	横手市駅前町897番	横手市横手町梅ノ木後428番 1 [国道13号交点]		0	0
		〃	〃	1.1		
36	大曲 大森 羽後線	大仙市花館字葛野176番2 [国13号交点]	雄勝郡羽後町字南西馬音内23 2番1地先 [国道398号交点]		0	0
		大仙市若竹町320番 [国道105号交点]	〃	32.9		
40	横手 東成瀬線	横手市安田字ブンナ沢6番1地 先 [国道13号交点]	雄勝郡東成瀬村岩井川字矢櫃2 3番12 [国道397号交点]		0	7.1
		横手市山内土淵字下虫内127 番 [国道107号交点]	〃	31.8		
48	横手 東由利線	横手市条里二丁目224番 [国 道13号交点]	由利本荘市東由利老方字西の浜 9番16号		0.4	4.4
		〃	〃	32.0		
57	十文字 羽後 鳥海線	横手市十文字町佐賀会字上沖田 262番4 [国道13号交点]	由利本荘市鳥海町下笹子字一の 坪30番12 [国道108号交 点]		0	0
		〃	〃	30.0		
71	大曲 横手線	大仙市内小友字上余り目59番 [国道105号交点]	横手市八幡字石町4番5 [国道13号交点]		0	0
		横手市大森町板井田字三ツ屋 [大曲大森羽後線交点]	〃	17.6		

(4)一般県道（上段：路線認定区間、下段：路線供用区間）

(令和4年3月31日)

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (km)	自動車 交通不 能区間 (km)	冬季 閉鎖 区間 (km)
108	川連 増田 平鹿線	湯沢市川連町字野村11番1 [国道398号交点]	横手市平鹿町醍醐字街道上74 番7 [国道13号交点]			
		〃	〃	11.0	0	0
116	川西 六郷線	横手市大森町板井田字上三ツ屋 180番 [大曲大森羽後線交点]	仙北郡美郷町六郷字小安門10 6番2 [国道13号交点]			
		大仙市藤木字西八圭36番地 [湯沢雄物川大曲線交点]	〃	9.4	0	0
117	野崎 十文字線	横手市大雄字野中105番7 [湯沢雄物川大曲線交点]	横手市十文字町字海道下23番 1 [国道13号交点]			
		〃	〃	17.9	0	0
164	二井山 大森線	横手市雄物川町二井山字西ノ沢 59番1 [横手東由利線交点]	横手市大森町上溝字松原59番 1 [横手大森大内線交点]			
		〃	〃	4.0	0	0
265	湯の又 前田線	大仙市南外字湯の又32番 [神岡南外東由利線交点]	横手市大森町八沢木字前田2番 2 [横手大森大内線交点]			
		〃	〃	7.6	0	0
266	耳取 後三年 停車場線	横手市大雄田根森字大森道北9 0番11 [野崎十文字線交点]	仙北郡美郷町金沢西根字四ツ屋 207番 [金沢吉田柳田線交点]			
		〃	〃	5.4	0	0
267	金沢 吉田 柳田線	仙北郡美郷町金沢字榊柳23番 1 [国道13号交点]	横手市新藤柳田字石田3番14 [国道13号交点]			
		〃	〃	17.7	0	0
270	浅舞 醍醐線	横手市平鹿町浅舞字蔭沼316 番1地先 [野崎十文字線交点]	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋14 番 [国道13号交点]			
		〃	〃	4.3	0	0
271	植田 平鹿線	横手市十文字町植田字宮ノ東1 22番5 [湯沢雄物川大曲線交点]	横手市平鹿町浅舞字土井尻95 番1 [国道107号交点]			
		〃	〃	5.3	0	0

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (km)	自動車 交通不 能区間 (km)	冬季 閉鎖 区間 (km)
272	御所野 安田線	横手市杉沢字中杉沢 2 4 9 番 1 [国道 1 3 号交点]	横手市安田字ブンナ沢 6 番 1 [国道 1 3 号交点]			
		〃	横手市前郷字上在家 3 2 番 1 [国道 1 0 7 号交点]	7.1	0	0
273	外山 落合線	横手市山内大松川字中村 7 4 番 1	横手市山内大松川字上台 8 番 1 0 [国道 1 0 7 号交点]			
		〃	〃	8.6	0	6.6
274	中村 上吉野線	横手市増田町狙半内字中村 1 3 7 番 1 地先	横手市増田町吉野字向野 6 番 1 [国道 3 4 2 号交点]			
		〃	〃			
320	南郷 黒沢 線	横手市山内南郷字南郷坂 1 4 番 2 [横手東成瀬線交点]	横手市山内黒沢字石田 7 4 番 [国道 1 0 7 号交点]			
		〃	〃	4.5	0	0

(5) 鉄道(旅客)

事業者名	路線名	起点駅	終点駅	営業キロ (km)
		県内起点駅	県内終点駅	
東日本旅客鉄道株式会社	奥羽本線	福島	青森	484.5
		院内	陣場	222.1
	北上線	北上	横手	61.1
		黒沢	横手	16.8

第4 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 消防に関する資料

(1) 市消防本部が保有する救助活動用資機材

令和4年4月1日現在

備品名		個数	備品名		個数	備品名		個数
消 防	ホースカー	8	救 助	エンジンカッター	8	救 助	水中無線機	5
	フォグガン	13		ガス溶断器	1		水中時計	11
	無反動ノズル	20		チェーンソー	11		水中テレビカメラ	1
	ピックアップノズル	3		空気鋸	2		バスケット型担架	4
	エアフォームノズル	7		大型油圧切断機	2		簡易画像探索器	1
	クールファイターノズル	3		空気切断機	1		画像探索器	1
	CAFS用ノズル	4		コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	2		熱画像直視装置	7
	放水銃	5		万能斧	27		投光器	22
	ジェットシューター	59		ハンマー	14		携帯投光器	35
	ラインプロボーションナー	5		携帯用コンクリート破壊器具	6		携帯拡声器	26
	水幕ホース	10		削岩機	2		携帯無線機	26
	ディスクストレナー	10		ハンマードリル	1		応急処置用セット	6
	簡易水槽	10		可燃性ガス測定器	2		車両移動器具	4
	送排風機	3		有毒ガス測定器	3		緩降機	4
	積載梯子 二連アルミ合金製			酸素濃度測定器	2		ロープ登降機	4
	積載梯子 二連鋼管製	1		放射線測定器	26		救助用降下機	2
	積載梯子 三連鋼管製	1		救 助	化学剤検知器		1	救 助
積載梯子 三連ステンレス鋼製	7	検電チェッカー	12		半自動式除細動器	8		
積載梯子 三連チタン製	3	空気呼吸器	56		AED	8		
エアータント	2	酸素呼吸器	5		ショックパンツ			
電 源	発電機 300W	2	簡易呼吸器		2	輸液用資機材配備数	8	
	〃 600W	10	防塵マスク		67	血中酸素飽和度測定器	16	
	〃 900W	5	耐電手袋		17	患者監視装置	7	
	〃 1KVA以上	9	耐電衣		6	EKG方式滅菌器	2	
	〃 2KVA以上	10	耐電ズボン		6	オートクレープ	2	
	〃 5KVA以上	2	耐電長靴		6	喉頭鏡	18	
救 助	かぎ付梯子	4	防塵メガネ		52	マギール鉗子 成人用子供用一式	11	
	金属製折りたたみ梯子	2	携帯警報機		46	血圧計	13	
	金属製ワイヤー梯子	2	防毒マスク		10	スクープストレッチャー	10	
	救命索発射銃	1	化学防護服		44	レコーディングレサシアン	1	
	サバイバースリング		陽圧式化学防護服		5	心肺蘇生モデル(成人)	28	
	救助用縛帯	13	耐熱服		2	レサシジュニア	1	
	平担架	9	放射線防護服		2	レサシベビー	5	
	油圧ジャッキ	2	除染シャワー	1	高度救急処置シミュレーター人形	3		
	油圧スプレッダー	2	潜水器具	11	ACLSトレーナー	1		
	可搬ウィンチ	2	救命胴衣	106	バックボード	13		
	マンホール救助器具	1	水中投光器	12	カプノメーター	8		
	マット型空気ジャッキ	2	救命浮環	38	血糖測定器	8		
	大型油圧スプレッダー	3	浮標	1				
	救助用支柱器具	1	救命ボート	4				
	油圧切断機	1	船外機	1				

2 廃棄物の処理に関する資料

(1) 産業廃棄物処分場数

令和5年6月現在

項 目	がれき類の 破砕施設		木くずの 破砕施設		産業廃棄物 の焼却施設		その他施設		最終 処分場数
	施設 数	処理能 力合計 (t/日)	施設 数	処理能 力合計 (t/日)	施設 数	処理能 力合計 (t/日)	施設 数	備 考	施設 数
横 手	8	3,611	3	444	3	44	—	—	3

※ 「秋田県産業廃棄物処理業者検索システム」よりデータ集計。
また、産業廃棄物最終処分場施設は市外。

3 ごみ・し尿処理施設に関する資料

(1) ごみ処理施設一覧

令和5年6月現在

業 者 名	所 在 地	電話番号	処理能力
クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村 126	23-6146	95t/24h

(2) し尿処理施設一覧

令和5年6月現在

業 者 名	所 在 地	電話番号	処理能力
横手衛生センター	横手市睦成字七間川原 53-2	32-1974	122k1/日
雄物川衛生センター	横手市雄物川町矢神字堂ノ下 129	22-5346	55k1/日

4 一般廃棄物収集運搬業(ごみ・粗大ごみ)許可業者一覧

令和5年6月現在

業者名	所在地	電話番号
有限会社 横手クリーンセンター	横手市南町 20-12	33-7790
ヨコウン株式会社 ※1	横手市卸町 8-14	32-3667
株式会社 ミタケ	横手市下境字日向 121-1	33-4433
株式会社 岡本産業	横手市明永町 6-10	32-4172
株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢 592-5	32-3170
有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1	32-4171
有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81	33-4006
有限会社 太陽環境保全	横手市柳田字新藤 190-17	32-2033
あさひ運送	横手市南町 9-8	33-2590
富田商事	横手市駅南一丁目 4-3	33-7475
サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞 39	24-1088
五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2	24-1484
有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37	42-0575
株式会社 斎久	横手市十文字町十五野新田字増田道東 85-1	42-3686
中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下 130	42-2437
有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋 48	45-5057
合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2	26-3173
株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439	22-4191
有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇 80	52-3067
グリーンリサイクル株式会社 ※2	宮城県富谷市成田九丁目 3-5	022-351-5904
佐々木興業株式会社 ※3	大仙市字刈和野 175-1	0187-75-2626

※1 (ごみ・粗大ごみ)及び(特定家庭用機器廃棄物)

※2 限定許可(木くず)のみ

※3 限定許可(特定家庭用機器廃棄物)のみ

5 一般廃棄物収集運搬業(し尿・浄化槽汚泥)許可業者及び車両保有状況一覧

令和5年6月現在
単位：k l

業 者 名	所 在 地	電話番号	台数	総積載量
有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1	32-4171	8	26.30
有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81	33-4006	5	18.40
有限会社 伊藤環境サービス	横手市十文字町腕越字石倉 91-4	42-3707	2	6.40
有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37	42-0575	8	29.50
株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439	22-4191	4	12.90
合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2	26-3173	2	7.40
株式会社 平鹿環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439	23-7789	2	6.85
醍醐衛生社	横手市平鹿町醍醐字大橋 33-8	25-4451	3	9.50
山内清掃社 ※し尿のみ	横手市山内土測字軽井沢 51-19	53-3148	1	3.00
		計	35	120.25

6 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等即報様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由	
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ h a
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則とし、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)		
			重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)			
		軽 症	人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部 (署)		台	
			消 防 団		台	
			消防防災ヘリコプター		機	
			海上保安庁		人	
			自 衛 隊		人	
			そ の 他		人	
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則とし、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重症 人 (人)	中等症 人 (人)	軽症 人 (人)
	不明 人			
救助活動の 要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・ 救助活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則とし、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち災害関連死		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟			
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟			
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)										
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)															
	自衛隊派遣要請の状況																
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則とし、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住宅被害のうち、その都度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区 分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	
				冠 水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠 水	ha	
報告者名		文教施設		箇所		
		病院		箇所		
区 分		被 害		道 路	箇所	
人的被害	死者		人	橋 り よ う	箇所	
	行方不明者		人	河 川	箇所	
	負傷者	重傷	人	港 湾	箇所	
		軽傷	人	砂 防	箇所	
住家被害	全 壊	棟		清 掃 施 設	箇所	
		世帯		崖 く ず れ	箇所	
		人		鉄 道 不 通	箇所	
	半 壊	棟		被 害 船 舶	隻	
		世帯		水 道	戸	
		人		電 話	回線	
	一 部 破 損	棟		電 気	戸	
		世帯		ガ ス	戸	
		人		他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯		り 災 者 数	人		
	人		火 災 発 生	建 物	件	
非住家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件		
	そ の 他	棟	そ の 他	件		

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県 市町村	
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		計 団体	
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
					災適 害用 救市 助町 法村 名
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円		119 番通報件数	件	
災害の概況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第5 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 229 号
令和 5 年 3 月 31 日内閣府告示第 37 号 改正

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 二条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 340 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1 戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、677 万 5 千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1 人 1 日当たり 340 円（冬季については別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1 施設当たりの規模及びその

設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第 89 条第 3 項の規定により準用される建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 1 項本文及び第 3 項並びに景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条及、第 8 条及び第 9 条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1 戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費として、677 万 5 千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第 3 条 法第 75 条第 1 項第 2 号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1 千 230 円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第 4 条 法第 75 条第 1 項第 3 号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	1万9千2百円	2万4千6百円	3万6千5百円	4万3千6百円	5万5千2百円	8千円
冬季	3万1千8百円	4万1千1百円	5万7千2百円	6万6千9百円	8万4千3百円	1万1千6百円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万9千100円以内、小人17万5千200円以内とする。

（電話その他の通信設備の提供）

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ移住することが困難である者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - イ ロに掲げる世帯以外の世帯 76万6千円
 - ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3千円

（学用品の給与）

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4千800円

(2) 中学校生徒 1人当たり 5千100円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5千600円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3千500円以内とすること。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5千500円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費をを加算することができること。
 - (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万8千700円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

平成25年内閣府令第69号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第1から別記様式第3まで及び別記様式第4のとおりとする。

附 則

この布令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に掲げる規定の施工の日（平成25年10月1日）から施行する。

別記様式第1

収用第 号					
公 用 令 書					
氏名 住所					
第81条第2項 第81条第4項					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
第183条において準用する第 第183条において準用する第					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
81条第2項 81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第2

保管第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第81条第3項
第81条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する第
第183条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

81条第3項
81条第4項

(理由)

年 月 日

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第3

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第183条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

82条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第 4

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名
住所

第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消

81 条第 2 項
81 条第 3 項
81 条第 4 項
82 条

第 16 条

したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第 52 条におい

の規定により、これを交付する。

て準用する第 16 条

（取り消した処分の内容）

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 緊急救援物資備蓄一覧

令和5年4月 現在

共同備蓄19品目

品名	数量	品名	数量
アルファ化米	12, 891 食	オムツ (子供用)	1, 160 枚
お粥等	2, 453 食	生理用品	1, 376 枚
飲料水	17, 329 0	発電機	112 台
粉ミルク	15 缶	投光器	63 個
ほ乳瓶	35 本	コードリール	83 台
毛布	3, 205 枚	燃料タンク	126 個
石油ストーブ	90 台	タオル	4, 530 枚
便袋	21, 270 枚	給水タンク	2, 086 枚
トイレットペーパー	814 巻	医薬品セット	26 個
オムツ (大人用)	700 枚		

感染症対策用品

品名	数量	品名	数量
マスク	48, 500 枚	AI サーマルカメラ	7 台
消毒用アルコール	302 0	パイプ式間仕切り	5 個
フェースシールド	900 個	ワンタッチ間仕切り	129 台
防護衣 (ガウン)	6, 700 枚	段ボールベッド	251 台
防護衣 (エプロン)	12, 000 枚	ジャバラマット	408 個
手袋 (ニトリル・ラテックス)	4, 200 枚	ロールマット	40 個
手袋 (プラスチック・ビニール)	4, 200 枚	冷風扇 (大型)	3 台
非接触型体温計	34 個	扇風機	10 台

2 収容施設の供与に関する資料

(1) 宿泊施設数の概況

令和5年4月 現在

用途別	地域別								
	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
旅館・ホテル等	12	6	3	1	3	2	3	1	31
寄宿舍・下宿等	334	9	9	8	5	63	1	-	429

(2) 指定避難施設の概況

弾道ミサイル発射時に一時的に退避可能な施設 (地下道)

令和5年4月 現在

NO	施設名	出入口	住所
1	十文字第1地下道 (一般国道13号線)	地下横断道路	十文字町十五野新田字十文字下夕
2	十文字第2地下道 (一般国道13号線)	地下横断道路	十文字町字海道下
3	堤地下道 (東北中央自動車道)	地下横断道路	婦気大堤字堤下
4	堂山地下道 (東北中央自動車道)	地下横断道路	安田字越廻
5	富士見地下道	地下横断道路	寿町地内

※上記以外の指定避難施設については市地域防災計画資料編に掲載

(3) 福祉避難施設の概況

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

令和5年4月 現在

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	特別養護老人ホームさくら	29	横手市駅前町 14 番地 9
	2	特別養護老人ホームすこやか森の家	30	横手市婦気大堤字婦気前 154 番地 1
	3	特別養護老人ホームすこやか横手	50	横手市横山町 1 番 1 号
	4	特別養護老人ホームビハーラ横手	30	横手市上境字谷地中 139 番地
	5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑	50	横手市山内土渕字鶴ヶ池 31 番地 3
	6	特別養護老人ホームビハーラ赤坂	40	横手市赤坂字仁坂 105 番地 2
南部	7	横手市特別養護老人ホームシルバードーム いきいきの郷	50	横手市増田町増田字七日町 177 番地
	8	特別養護老人ホームあやめ苑	24	横手市平鹿町浅舞字福田 207 番地 4
	9	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 平寿苑	50	横手市平鹿町浅舞字館廻 353 番地
	10	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 憩寿園	58	横手市十文字町梨木字御休ノ上 108 番地
	11	特別養護老人ホーム花むつみ	29	横手市十文字町睦合字川井川 47 番地
	12	特別養護老人ホーム悠西苑	40	横手市平鹿町浅舞字新堀 146
西部	13	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 雄水苑	80	横手市雄物川町今宿字末館 50
	14	特別養護老人ホームすこやか館合	29	横手市雄物川町薄井字新城 7 番地 2
	15	横手市特別養護老人ホーム白寿園	120	横手市大森町字菅生田 245 番地 27
	16	特別養護老人ホームすこやか大雄	50	横手市大雄字八柏谷地 103 番地 1

■介護老人保健施設

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	介護老人保健施設やすらぎの苑	150	横手市杉沢字中杉沢 400
南部	2	介護老人保健施設りんごの里福寿園	100	横手市増田町吉野字梨木塚 100 番地 1
南部	3	医療法人平鹿浩仁会 介護老人保健施設西風 苑	100	横手市平鹿町浅舞字新堀 91
西部	4	横手市介護老人保健施設老健おおもり	100	横手市大森町字菅生田 245 番地 207

■通所介護(デイサービス)

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	デイサービスセンターすこやか森の家	25	横手市婦気大堤字婦気前 154 番地 1
	2	デイサービスセンターすこやか横手	30	横手市横山町 1 番 1 号
	3	デイサービスセンターさくら	10	横手市駅前町 14 番地 9
	4	横手市デイサービスセンターふるさと館	30	横手市上境字谷地中 139 番地
	5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人デイサービスセンター	20	横手市山内土淵字鶴ヶ池 31 番地 3
南部	6	横手市デイサービスセンターシルバードーム いきいきの郷	20	横手市増田町増田字七日町 177 番地
	7	横手市社会福祉協議会平寿苑 指定通所介護事業所	28	横手市平鹿町浅舞字館廻 353 番地
	8	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定通所介護事業所	30	横手市十文字町梨木字御休ノ上 29 番地
西部	9	横手市社会福祉協議会雄風荘 指定通所介護事業所	28	横手市雄物川町今宿字末館 47 番地 2
	10	横手市大森町指定通所介護事業所	30	横手市大森町字菅生田 245 番地 214
	11	横手市社会福祉協議会大雄福祉センター 指定通所介護事業所	20	横手市大雄字大関 310 番地

■サービス付き高齢者住宅

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	特定施設 さくら	29	横手市駅前町 13 番 22

■障がい児者関係施設

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	阿桜園	70	横手市赤坂字仁坂 105 番地
	2	地域生活支援センターのぞみ	-	横手市平和町 3-30
	3	グループホームつばさ	32	横手市杉沢字谷地中 345 番地
南部	4	生活介護事業所 ブリエ十文字	25	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	5	ショートステイ ブリエ十文字	-	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	6	就労継続支援A型事業所 ブリエ十文字	10	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	7	グループホーム ブリエ十文字	8	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	8	児童発達支援事業所 ブリエ十文字	5	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
西部	9	横手市大和更生園	50	横手市大雄八柏谷地 66 番地
	10	ユー・ホップハウス	30	横手市大雄八柏谷地 66 番地

3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

(1) 学校給食施設の概況

番号	施設名	調理能力	住所
1	横手学校給食センター	4,500食	横手市八幡字下長田40番地
2	平鹿学校給食センター	1,400食	横手市平鹿町浅舞字一関向3番地1
3	雄物川学校給食センター	1,200食	横手市雄物川町今宿字鳴田140番地

(2) 水道施設の概況

地区名	主な浄水場	水源	主な浄水方式	1日最大給水量	1日平均給水量	給水人口
横手 (大雄地区を含む)	大沢浄水場	ダム水	急速濾過 塩素消毒	9,097m ³ /日	7,606m ³ /日	14,916人
	大沢第二浄水場	表流水	膜ろ過 塩素消毒	8,787m ³ /日	7,523m ³ /日	24,209人
増田	中央浄水場	地下水	塩素消毒	1,441m ³ /日	1,054m ³ /日	4,959人
	湯野沢浄水場	湧水	緩速濾過 塩素消毒	25m ³ /日	22m ³ /日	134人
平鹿	醍醐浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	1,472m ³ /日	1,047m ³ /日	2,354人
	東部浄水場			1,058m ³ /日	738m ³ /日	2,194人
	西部浄水場			450m ³ /日	272m ³ /日	837人
雄物川	中央浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	2,345m ³ /日	1,900m ³ /日	4,540人
	西部浄水場			476m ³ /日	229m ³ /日	506人
	東部浄水場			425m ³ /日	233m ³ /日	845人
	大沢浄水場			466m ³ /日	294m ³ /日	573人
大森	大森浄水場	伏流水 地下水	急速濾過 塩素消毒	2,933m ³ /日	2,389m ³ /日	5,311人
	前田浄水場	ダム水	急速濾過 塩素消毒	188m ³ /日	153m ³ /日	440人
十文字	十文字浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	1,803m ³ /日	1,459m ³ /日	5,019人
	腕越浄水場		塩素消毒	652m ³ /日	379m ³ /日	1,114人
	三重浄水場		塩素消毒	551m ³ /日	432m ³ /日	1,382人
	睦合浄水場		曝気 塩素消毒	439m ³ /日	334m ³ /日	1,419人
山内	山内南浄水場	湧水	塩素消毒	1,266m ³ /日	959m ³ /日	2,475人
	山内北部浄水場			717m ³ /日	575m ³ /日	326人
	三又浄水場			129m ³ /日	112m ³ /日	205人
	黒沢浄水場			47m ³ /日	41m ³ /日	200人
	上平野沢浄水場			55m ³ /日	48m ³ /日	61人

4 埋葬・火葬に関する資料

(1) 火葬場一覧

名 称	所 在 地	電話番号	炉数
東部斎場	前郷字元判場 47-1	0182-32-3416	3
南部斎場	増田町増田字竹原道下 94	0182-55-1133	3
西部斎場	雄物川町薄井字抱合 65	0182-23-1305	2
計			8

(2) 市が設置する墓地

施 設 名	所 在 地	担当部署
前郷墓園	前郷字元山 115	生活環境課
傾城塚墓園	平鹿町浅舞字横手街道北 135-1	平鹿地域局市民サービス課
車長根墓園	平鹿町醍醐字車長根 72	平鹿地域局市民サービス課
大森墓園	大森町上溝字白山下 16-11	大森地域局市民サービス課
十文字墓園 (聖安公園)	十文字町梨木字堤ノ上 56	十文字地域局市民サービス課
相野々墓地	山内平野沢字北相野々12-2	山内地域局市民サービス課
軽井沢墓地	山内土淵字軽井沢 51-86	山内地域局市民サービス課

第6 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供に関する資料

- (1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について
(平成17年4月1日消防国第22号消防庁国民保護室長通知)

写

消 防 国 第 2 2 号
平成17年 4月 1日

各都道府県国民保護主管部長

殿

各指定都市国民保護主管局長

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(2) 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

(平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、第 94 条第 1 項及び 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用者に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又は小手に基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第 4 条 法第 95 条第 1 項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第 5 号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第 5 条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第 95 条第

1 項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第 94 条第 2 項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第 2 条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）	第 25 条第 2 項
---------------------------------------------------	-------------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成 16 年総務省令第 69 号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）	第 2 条及び第 3 条
--------------------------------------------------------------------------	--------------

附 則（平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号）

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第 2 条の別表の改正規定のうち第 5 条に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第 2 条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）の項を次のように定める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）	第 3 条及び第 4 条及び第 5 条
-------------------------------------------------------------------------------	---------------------

附 則（平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号）

第 1 条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第 1 項において「番号利用法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

第 2 条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第 5 条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第 2 の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1 及び 2 略

3 第 11 条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令第 3 条第 2 項

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人・職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

注3) 「③出生年月日」欄は元号標記により記入願います。

注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人・職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

注3) 「③出生年月日」欄は元号標記により記入願います。

注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者	氏名	続柄
	住所	連絡先

注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市長村長）		
申請者 住 所 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合は、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③ その他	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認	運転免許証により確認	
※ 備 考	窓口における書面の提出	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄は記入しないこと。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市長村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(5) 各種様式の記入要領

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。